



各 位

平成 30 年 3 月 28 日
東京都港区海岸一丁目 2 番 3 号
株式会社インフォマート
代表取締役社長 長尾 收
(コード番号：2492 東証 1 部)
問い合わせ先 管理本部 経理部長
荒木 克往
電話 (03)5777-1710

訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ

平成27年9月1日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にて公表しました訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）、及び、平成28年11月24日付「反訴の提起に関するお知らせ」にて公表しました訴訟（以下「反訴」といいます。）につきまして、平成30年3月28日、東京地方裁判所より判決の言い渡しがあり、本件訴訟について当社が勝訴いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決があった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：東京地方裁判所
- (2) 年月日：平成 30 年 3 月 28 日

2. 訴訟の内容

(1) 本件訴訟

平成 27 年 8 月 4 日付で、eB A S E 株式会社が当社に対して提起した、著作権侵害行為差止等及び 10 億円の損害賠償を請求する訴訟

(2) 反訴

平成 28 年 11 月 7 日付で、当社が eB A S E 株式会社に対して提起した、上記不当提訴に対する 1 億円の損害賠償等を請求する訴訟

3. 判決に至るまでの経緯

(1) 本件訴訟の提起

当社は、平成17年4月1日に現「規格書事業」で提供する「BtoBプラットフォーム規格書」（以下「本システム」といいます。）のサービスを開始いたしました。本システムの開発において、平成16年9月1日にeB A S E 株式会社（以下「eB A S E 社」といいます。）と業務提携契約を締結し、本システムの知的財産権が当社に帰属する契約内容のもと、eB A S E 社に本システムの開発を委託しました。

しかしながら、eB A S E 社は、当社における本システムの利用拡大を背景に、突然として、8年前の平成19年4月1日に別の目的で締結した「使用許諾契約書」の条文を持ち出し、虚偽の事実を主張して多額の金銭要求を当社に行い、当社が拒絶すると、今度は本システムの著作権がeB A S E 社にある等として訴訟を提起してきたものです。

(2) 反訴の提起

当社は、本件訴訟に対し裁判で肅々と当社の正当性を主張してまいりましたが、本件訴訟において、eBASE社の虚偽の事実に基づき訴訟提起したと判断するに至りましたので、eBASE社による本件訴訟の提起自体が違法な不法行為等であるとして1億円の損害賠償等を求める反訴を平成28年11月7日に提起いたしました。

4. 判決の内容

平成30年3月28日、東京地方裁判所は、以下のとおり、本件訴訟について、eBASE社の請求を全面的に棄却するとともに、反訴についても請求を棄却する判決を言い渡しました（以下「本判決」といいます。）。

(1) 本件訴訟について

本判決は、著作権侵害に関する争点として、eBASE社が開発したと主張する「eBASEserver」はデータベースの著作物であるか（争点1-1）、当社が運営する「FOODS信頼ネット」（現在の本システム）についてのデータベースの著作権はeBASE社に帰属していたか（争点1-2）を始めとする5つの争点を設定し、その上で、争点1-1に関しては、「eBASEserver」は著作権法上の「データベース」に当たらないと認定し、また、争点1-2に関しては、当社とeBASE社との間で締結した業務提携契約書の内容からして、「FOODS信頼ネット」についてのデータベースの著作権が当社に帰属する旨合意されていたことが明らかだと認定し、その他の争点を検討するまでもなく、eBASE社の著作権侵害を原因とする請求には理由がないと認定しました。

その他、eBASE社は、債務不履行や不法行為を理由とする損害賠償請求も主張していましたが、本判決は、これらについても明確に否定いたしました。

以上のとおり、本判決は、本件訴訟について、eBASE社の請求の基礎となる争点について当社の主張を採用して、その他の争点について判断するまでもなく、eBASE社の請求は認められないとして、当社の全面的勝訴となる判決を下しました。

(2) 反訴について

当社は、eBASE社による本件訴訟の提起は、その主張事実の多くが事実に基づかないものであることから、本件訴訟の提起自体が不法行為に当たるとして損害賠償請求等の反訴を提起しましたが、本判決は、最高裁判所が認定する訴訟提起が不法行為に該当するか否かについての厳しい基準を引用し、eBASE社が、本件訴訟について、事実的、法律的根拠を欠くものである上、そのことを知りながら、又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて提起したとまでは評価できない等と認定し、当社の反訴請求を認めませんでした。

5. 今後の見通し

本判決により、本件訴訟における当社の主張が認められ、当社の本システムについてeBASE社が何らの権利も有しないことが明らかとなりました。また、本判決が当社の業績に与える影響は現時点では軽微であると考えておりますが、今後開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上